

第七十九條 懲戒處分ハ左ノ七種トシ情狀ノ輕重ニ應ジ之ヲ科ス但シ本社ノ認定ニヨ
リ之ヲ併科スルコトアルベシ

- 一、戒 告
- 二、就業拒絶
- 三、日給沒收
- 四、減 給
- 五、資格遞降
- 六、解雇又ハ除籍

懲戒處分ニヨリ就業ヲ拒絶シタル日ノ賃金ハ之ヲ支給セズ

懲戒處分ニ附シタルトキハ場合ニヨリ其事由ヲ公表スルコトアルベシ

第八十條 懲戒處分又ハ第七十七條第四號第五號ニヨル解雇及第七十五條第二項ニヨ
ル除籍ノ場合ハ退職慰勞金、手當、利益標準獎勵金其他支給ニ關スル一切ノ規程ヲ

適用セズ

附 則

第八十一條 本規程ハ常時ニ使用スル定夫、人夫、船員及小使ニ之ヲ準用ス

第八十二條 本規程ハ時宜ニヨリ加除更改スルコトアルベシ其場合ハ一定ノ揭示場ニ
一週間以上公示スベシ

第八十三條 本規程ハ大正拾壹年 八 月 十五 日ヨリ實施シ現行職工規程ハ全時
ニ之ヲ廢止ス

第八十四條 本規程ニ定メタルモノ、外職工ニ關スル現行規則及指令達示慣例ニシテ
本規程ニ抵觸セザルモノハ其效力ヲ失ハズ

各工場ニ於テ定メタル現行規則及指令達示慣例亦同ジ